

益田市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月26日(木) 13:30~14:50
開催場所 益田市役所 大会議室
2. 出席 農業委員 (12名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 7番 御神本康一 9番 佐原 晃子 10番 領家 耕一
12番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 14番 豊田 志摩 16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員 (3名)
6番 齋藤 浩文 8番 田中 綾 15番 宮川 有衣
4. 出席 農地利用最適化推進委員 (18名)
増野 六彦 三輪 昌義 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 青木 伸爾 中村 敏幸
長谷川孝明 豊田 繁雄 中島秀一郎 椋木 孝光
渡邊 豊孝 河野 光好
5. 欠席 農地利用最適化推進委員 (6名)
永見 浩二 河野 正憲 椋木 昭雄 宮内 英之
岡崎 定佳 三浦 和顕
6. 提出議案
議第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第18号 農地でないことの確認について
議第19号 農用地利用集積計画の決定について
議第20号 益田農業振興地域整備計画の変更について
報第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第12号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第13号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
7. 議事に参加した職員
(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、奥野主任
(農林水産課) 中村参事、川本課長補佐、廣兼指導主任

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 5 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会に入ります前に、農林水産課の方から「人・農地プラン」の説明がございます。よろしくお願いします。</p>
<p>中村参事</p>	<p>農林水産課の中村と申します。よろしくお願いいたします。A4 の一枚紙「地域計画（旧称：人・農地プラン）の策定について」をご覧ください。新聞等で「地域計画」という言葉を見かけられた方も多いかと思います。いよいよ益田市でもこの策定に向けて本格的な活動を開始してまいりたいと思います。</p> <p>地域計画は、少子高齢化・人口減少が現実になる中で、将来の農地利用を明らかにするというものです。令和 4 年 5 月に関連法案が改定になり、これまで 10 年間続けてきた「人・農地プラン」を「地域計画」に切り替え、人や農地の今後のあり方について、各地域で話を進めてもらいたいということが定まっております。</p> <p>資料の中で「地域計画を作っていく」とありますが、大事なところは①の「地域の話し合い等を通じて、地域農業を今後どのように維持発展させていくのか地域が一体となって話し合しましょう。」というところです。②は、「誰が、どこで、何をつくるのか」ということで、今回は細かく地図化をして、一筆ごとに将来の耕作者は誰になり、何を作るのかということを決めるのと同時に、農地の集積・集約化を図るものであります。合わせて、「耕作されない農地をどのようにしていくかを決めていくこと」とありますが、簡単に決まるものではないと認識しています。さまざまな努力を払っても農地利用できないところでは、農地の保全等を含めて総合的に考えていきたいと思いますことが示されております。</p> <p>最後に、地域の 10 年後を地図で明確にしていきたいと思います。農林水産課・農業委員会では、8 月下旬に農地 15a 以上をお持ちの方にアンケート調査を行いました。3,000 余りのうち約半数で回答が得られ、集計を行いました。この結果を踏まえ、11 月下旬から各地域を回り地域計画の説明会をさせていただきたいと思っております。策定は令和 6 年度末ですので、令和 7 年 3 月までに 1 年半の期間がございます。その間に地域へ出向いたりしながら、計画を策定したいと考えております。11 月下旬には匹見で 3 ヶ所話し合いをしたいと考えています。現在、担当が日程調整を行っておりますので、そこを皮切りに美都でも 3 ヶ所。益田の方では公民館単位でありますとか、国営開発地の方では東部・西部に分け、そうした場を設けたいと考えております。</p> <p>委員の方には別途ご案内を申し上げますので、お忙しいところではあります。話し合いの場にご出席をお願いします。</p> <p>話し合いの場には、認定農業者、認定新規農業者、集落営農組織の方にはご案内申し上げ、その他の方には防災行政無線で開催のお知らせをしたいと考えております。地域計画の策定に向けて、ご理解とご協力を頂戴したく、この場でお時間を頂きました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>何かご質問等がありますか。</p>
<p>椋木孝光推進委員 中村参事</p>	<p>旧益田市は、公民館単位で話し合いをするのですか。</p> <p>大きく吉田と飯田を分けています。虫追の方は安富地区と一緒に行う予定です。「人・農地プラン」の話し合いをした時と同じで、公民館単位ではない</p>

	<p>区分けもあります。そこについてもはっきりさせてから、ご連絡をさせていただきたいと思います。</p>
佐原晃子委員	<p>関係者以外は防災無線のみで、回覧版等ではお知らせしないのですか。</p>
中村参事	<p>関係者だけで3,000人にもなるので、「人・農地プラン」の時にもそのようにさせていただきました。防災無線の他、HPでの情報提供も考えています。</p>
佐原晃子委員	<p>話し合いに来られる方は、こちらから声掛けしてもいいのですか。</p>
中村参事	<p>よろしくをお願いします。</p>
椋木孝光推進委員	<p>範囲が広すぎるし、どのような方向に持っていくか分かりませんが、うまくできるのかと思う。</p>
御神本康一委員	<p>先ほど言われた3,000配って1,500の回答があったということですが、それはデータとして使い物になりますか。周知も防災無線にHP、(地図化を)徹底できることではないですよね。やったやっただで終わるのではないですか。</p>
中村参事	<p>担い手としてやっていかれる意志のある方には、ご出席いただきたいと考えています。広報の仕方は、やむをえずそういう方法を考えています。図面に落としたアンケート結果をお持ちして、その上で話し合いをしたいと考えています。統計処理には至らないかもしれませんが、アンケート結果を地域の方に見ていただくことでご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>匹見で地区の人と話が出たときに、厳しいだろうという意見もありました。どこまで人が集まるか分かりませんし、はまる(地図が完成する)地区が出るのかも未知数ですが、法制化されている以上前を向いていくしかありませんので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、13番の柳田継男委員、2番の大畑美里委員、よろしくお願いたします。</p> <p>また、本日の欠席委員は、農業委員が6番齋藤浩文委員、8番田中 綾委員、15番宮川有衣委員。農地利用最適化推進委員が11番永見浩二委員、12番河野正憲委員、15番椋木昭雄委員、19番宮内英之委員、21番岡崎定佳委員、24番三浦和顕委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。はじめに「議第20号 益田農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。それでは農林水産課のほうから説明をお願いします。</p>
川本課長補佐	<p>農林水産課の川本です。益田市虫追町において、1件の除外の申請を受けておりまして、みなさまのご審議をお願いいたします。では、担当より変更内容についてご説明を申し上げます。</p>
廣兼指導主任	<p>農林水産課の廣兼です。変更理由書を基に説明させていただきます。変更理由書の5ページをご覧ください。この度の議題は、益田農業振興地域整備計画に対する農業委員会のご意見を頂戴するものです。将来的に農地としての利用を図る地域を農用地区域として指定しております。用途以外に変更しようとするときは、農地法により転用許可を受ける必要があります。農用地</p>

区域からの除外は原則として代替性がないこと。効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。担い手への利用集積に支障を及ぼさないこと。水路やため池など農業用施設に影響を及ぼさないこと。圃場整備事業を完了して8年を経過していること。以上の5点を満たす場合に行うことができます。

編入にあたっては、関係農業団体の意見を聴取することとしておりますので、各申請内容について説明させていただきます。今回の申請内容については、中西地区において工業用施設用地に充てるための計画が策定され、除外の進捗を進めていくものです。整理番号1番の除外案件です。土地所有者は〇〇さんで、1,883㎡の畑となっております。具体的な位置は8ページをご覧ください。左が広域図、右が詳細図で、申請地は赤枠で示した部分です。申請地の東側は竹林に面し、3方は農地に面しています。農道や水路等の機能に支障を及ぼすことはありません。今まで使用していた土地が立ち退きになりまして、付近を選定しましたら、必要面積に足りていなかったり、耕作中の農地であったりと申請する適地がないため、希望の要件に合致し、かつ支障がない地を選定し、この度除外申請に至りました。

また、農地利用集積計画の対象地ではなく、排水計画も周りの営農活動に支障をきたすものではないと確認しております。以上のことから、計画の変更を進めたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

会長

何かお気づきの点、ご意見はございますか。

寺戸豊太郎 推進委員
廣兼指導主任

東側の竹林を突き破る形で進入路を作るといことなのですか。

東側の竹林の中はすでに竹を伐採しておられまして、そこに通路を作っておられます。

会長

他にございますか。

(なし、の声)

そうしましたら、「議第20号 益田農業振興地域整備計画の変更について」は異議なしといたします。

続きまして、「議第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。この議題については議事参与委員がおられますので、それから始めさせていただきます。議事参与委員の又賀委員は退席をお願いします。

※又賀委員 退室

2番 かもしま北町

3番 かもしま東町

事務局の説明をお願いします。

事務局

2番、3番は関連がありますので一括して説明します。

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の畑1筆 172㎡、かもしま東町の畑1筆 189㎡です。譲り渡し事由及び譲り受け事由は、土地の交換であり、共有地を交換して引き続き耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の

<p>会長</p>	<p>全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>大畑委員</p>	<p>現地確認は10月19日に又賀委員と行いました。申請地はかもしま北町は中須に近いところで、東町は〇〇の近くです。この土地は〇〇さんの5代目の遠縁にあたり、半々の共有となっているため、後々問題を残さないために、かもしま東町を〇〇さんが、北町を〇〇さんが所有することにしたものです。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局及び担当地区委員から調査報告がありましたが、お気づきの点はございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、かもしま北町・東町の件は承認の扱いといたします。</p> <p>※又賀委員 入室</p> <p>続きまして、豊田委員は議事参与となりますので、退席をお願いします。</p> <p>※豊田委員 退室</p> <p>5番 横田町 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3条の使用貸借にかかる許可申請です。土地の所在は、横田町外3町の田及び畑13筆 26,488㎡です。貸し付け事由は、経営移譲年金受給のため、借り受け事由は、後継者として引き続き特定処分対象農地を使用貸借するためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p> <p>柳田継男委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>11日に事務局から連絡があり、聞き取り調査をいたしました。現在も同じ耕作形態でやっておられますし、10年から20年に変更したいと伺いました。以上です。よろしくご審議の程お願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局及び担当地区委員から調査報告がありましたが、お気づきの点はございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、5番横田町の件は承認の扱いといたします。</p> <p>※豊田委員 入室</p> <p>1番 東町</p>

事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、東町の田1筆 834㎡です。譲り渡し事由は、家族の介護等のため耕作困難なため、譲り受け事由は、申請地に隣接する田を所有しており合わせて耕作するためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は10月19日に大畑委員と行いました。現地は昔の〇〇に行く途中にあります。〇〇さんは、近所に住まれて耕作しておられます。周囲の田んぼと同じく綺麗に耕作しておられます。特に問題はないように思います。</p>
会長	<p>4番 土田町</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、土田町の畑2筆 257㎡です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作困難なため、譲り受け事由は、申請地に隣接する住宅と共に譲り受け農地として耕作するためでございます。農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大庭清職務代理	<p>大庭です。現地確認は10月17日に三浦推進委員と行いました。譲受人は家をリフォームし移住されるそうです。事前にもらった書類で「現地まで1分」とありましたので、確認しましたら〇〇さんの家の横に、所有者名の入っていない家屋がありますが、そこをリフォームされるということです。ここからであれば現地まで1分で行けます。現地は畑というより荒地になっていますが、そこを購入され耕作されるということです。大変喜ばしいと思っております。位置図はややずれています。特に問題はありません。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>以上3条の1番と4番について、事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたらお出しいただきたいと思えます。</p>
	<p>(なし、の声)</p>
	<p>そうしましたら、「議第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p>
	<p>続きまして、「議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
	<p>1番 飯田町 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土地の所在は、飯田町の畑 1筆 55㎡です。都市計画区域外で、農業公</p>

	<p>共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
須藤寿人委員	<p>3 番須藤です。10 月 17 日に澁谷推進委員と現地確認を行いました。この周辺は昭和 58 年の災害の時に完全に埋まりまして、業者の方が工事をされました後山林化していましたが、墓地を設けまして、その裏の空いているところを車庫として使っていたのですが、その後農地があることに気づき、この度の申請に至ったものです。始末書と土地改良区の意見書も添付されております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>2 番 乙子町</p>
事務局	<p>土地の所在は、乙子町の田 3 筆 2,051 ㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 10 月 18 日山根推進委員と行いました。現地は変電所から入って乙子の比礼振山に登る中腹になるのですが、周りに家もありません。58 年の水害の時も農業用用水が確保できず、植林した経緯があります。始末書と土地改良区の意見書も出ているので妥当かと思えます。以上です。</p>
会長	<p>本日の 4 条申請は 2 点でございます。事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたらお出しいただきたいと思えます。</p>
谷本大輔委員	<p>2 番の植林について、国が花粉症対策を進めることになったようであるが、農業委員会で杉等の植林を規制しなければならないようなことはないでしょうか。</p>
事務局	<p>近年花粉症の原因として、春先にはスギやヒノキが取りただされておりますが、一方で用材木としてこれらの造林も進められている現実があります。そのため、基本的にはそういう制限はございません。</p>
会長	<p>他にはございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、「議第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ</p>

	<p>いて」を議題といたします。</p> <p>1 番 久城町</p> <p>事務局 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、久城町の田 1 筆 1,449 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>会長 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>又賀保委員 1 番又賀です。現地確認は 10 月 19 日に大畑委員と行いました。場所は久城町の〇〇団地にあります。不動産業を営む〇〇「さんが、宅地造成をされることを目的としています。周りは住宅地で、ここだけ農地になっている状況です。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願ひします。</p> <p>会長 本日の 5 条申請は 1 件です。事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたらお出しいただきたいと思ひます。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、「議第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第 18 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p> <p>1 番 乙子町</p> <p>事務局 申請地は乙子町の 1 筆 595 m²です。申請地は昭和 58 年豪雨災害後耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願ひが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>吉村太委員 4 番吉村です。現地確認は 10 月 18 日山根推進委員と行いました。先ほどの 4 条の 2 と隣接する場所ですが、58 災害の後原野化しており農地復旧は不可能です。以上です。</p> <p>会長 本日の非農地証明は 1 件でございます。事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点はございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>では、「議第 18 号 農地でないことの確認について」は、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 19 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
--	--

	<p>今月の農用地利用集積計画は、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が1件、農地中間管理事業特例売買事業が1件で、合計2件です。</p> <p>一括方式整理番号1番 大草町</p>
事務局	<p>申請地は、大草町の田1筆 1,675 m²です。6年2ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
山根健治推進委員	<p>山根です。相対で耕作していましたが、この度公社に申し込むということです。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>本日の一括方式は1件でございます。事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点はございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>では、一括方式につきましては、承認の扱いとさせていただきます。続きまして、所有権移転について説明をお願いします。</p> <p>1番 白上町</p>
事務局	<p>申請地は、白上町の畑1筆、15,462 m²、売買金額は合計13,130,000円です。移転時期は令和5年10月31日、所有権の移転を受ける者の支払い期限は令和5年11月30日です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
椋木孝光推進委員	<p>岡崎推進委員が欠席のため、代わりに説明します。この件は国営開発農地内で、以前〇〇さんが所有されており、この方が中間管理事業によりしまね農業振興公社に農地を売っていただきました。それを〇〇が購入されるというものです。代表は〇〇さんという方で、隣接地でぶどうを栽培されています。このたび規模拡大のために購入されるということです。</p>
会長	<p>所有権移転関係について、事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点はございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>では、所有権移転関係につきましては、承認の扱いとさせていただきます。議事の方は、以上をもちまして終了になります。続きまして、報第10号から、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について</p> <p>届出件数は、14件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は3件となっています。</p>

<p>会長</p> <p>大庭清職務代理事務局</p> <p>会長</p>	<p>報第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について</p> <p>届出件数は、3 件です。解約理由は、いずれも賃借人が亡くなられたことにより、賃貸借の合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 12 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について</p> <p>届出件数は 2 件です。解約理由は、1 番は経営者の変更のため、2 番は高齢のためそれぞれ合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 13 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について</p> <p>届出件数は 1 件です。 整理番号 1 番 申請地は、虫追町の 1 筆 1,704 m²の内 180 m²でございます。農業用倉庫としての利用です。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>先ほどの説明で、180 m²の下の 56 m²は何の面積ですか。</p> <p>180 m²のうち、56 m²が建物の面積になります。</p> <p>他は何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、第 5 回総会を終わりたいと思います。</p>
---------------------------------------	--